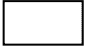




資料6-4 三重県生活環境の保全に関する条例による指定地域と規制の概要

記号 (面積)	指定地域の種類 (施行年月日)	規 制 の 概 要			その他
		既設揚水設備	揚水規制	新 設	
 (61km <sup>2</sup> )	第 1 号 地 域 (昭和50年4月1日)	昭和50年5月30日までに届出たものは、別に定める日まで許可を受けたものとみなす。吐出口の断面積が19cm <sup>2</sup> 以上の揚水設備には水量測定器を設置しなければならない。	農業用・水産養殖用・水道事業用以下で10m以深から揚水しているものは、昭和52年4月以降20%削減を要する。	防火・保安・その ストレーナー位置 地下10m以降 吐出口の断面積 19cm <sup>2</sup> 以下 原動機の設定出力 2.2km以下 工場等の総揚水量 350m <sup>3</sup> /日以下	揚水設備や用途を変更する場合は許可を要する。水量測定器の設置報告揚水量の報告・その他承継・廃止などの各種届出を要する。
 (60km <sup>2</sup> )	第 2 号 地 域 (昭和50年4月1日)				
	揚 水 届 出 地 域	揚水設備を新設する場合は予め届出を要す。その他変更・承継・廃止等もその都度届出を要する。			

(許可又は届出対象揚水設備は家庭用を除く吐出口断面積6cm<sup>2</sup>以上の設備)